

社会福祉法人 近江笑生会 役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事会・評議員会等に出席した場合は、日額10,000円（税金控除前の金額）の報酬とする。

3 業務執行理事の報酬に関しては、業務執行理事報酬規程で定める。

(支給日)

第3条 役員報酬は、当月末締め翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会、評議員会、又はその他の会議に出席する為、あるいは法人の業務の為に旅行したときは、その費用を弁償する。

2 宿泊料は、実費精算とする。

3 自家用車を使用した場合には、通勤手当規程に準ずる。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

社会福祉法人 近江笑生会 業務執行理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の業務執行理事の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 業務執行理事に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額200,000円（税金控除前の金額）とする。

(報酬の支給方法)

第3条 業務執行理事の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の業務執行理事が辞任、解任又は死亡によりその職を退いた時は、その当月分までの報酬を支給する。

3 月初め以降に就任及び解任した場合は、日割り計算を行い支給する。

(支給日)

第4条 業務執行理事の報酬は、当月末締の当月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

社会福祉法人 近江笑生会 評議員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の評議員（以下「評議員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の評議員に対して報酬を支給する。ただし、評議員が職員である場合は、これを支給しない。

2 評議員会等に出席した場合は、日額10,000円（税金控除前の金額）の報酬とする。

(支給日)

第3条 評議員の報酬は、当月末締め翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(費用弁償)

第4条 評議員が、評議員会、又はその他の会議に出席する為、あるいは法人の業務の為に旅行したときは、その費用を弁償する。

2 宿泊料は、実費精算とする。

3 自家用車を使用した場合には、通勤手当規程に準ずる。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

社会福祉法人 近江笑生会 評議員選任・解任委員会委員報酬

および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の委員に対して報酬を支給する。ただし、委員が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事会・評議員会等に出席した場合は、日額10,000円（税金控除前の金額）の報酬とする。

(支給日)

第3条 委員の報酬は、当月末締め翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(費用弁償)

第4条 委員が、理事会、評議員会、又はその他の会議に出席する為、あるいは法人の業務の為に旅行したときは、その費用を弁償する。

2 宿泊料は、実費精算とする。

3 自家用車を使用した場合には、通勤手当規程に準ずる。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。